

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年2月17日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年10月5日（月）午前6時50分頃、市道宮ノ前線を走行中の車両が、走行車線に停車中の車両を避けて追越車線に入った際、市道上に生じていた穴ぼこに突っ込み、車両を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市大字大河内902番地の7

氏名 有限会社網本工事

代表取締役 網本 和敏

(3) 損害賠償の額

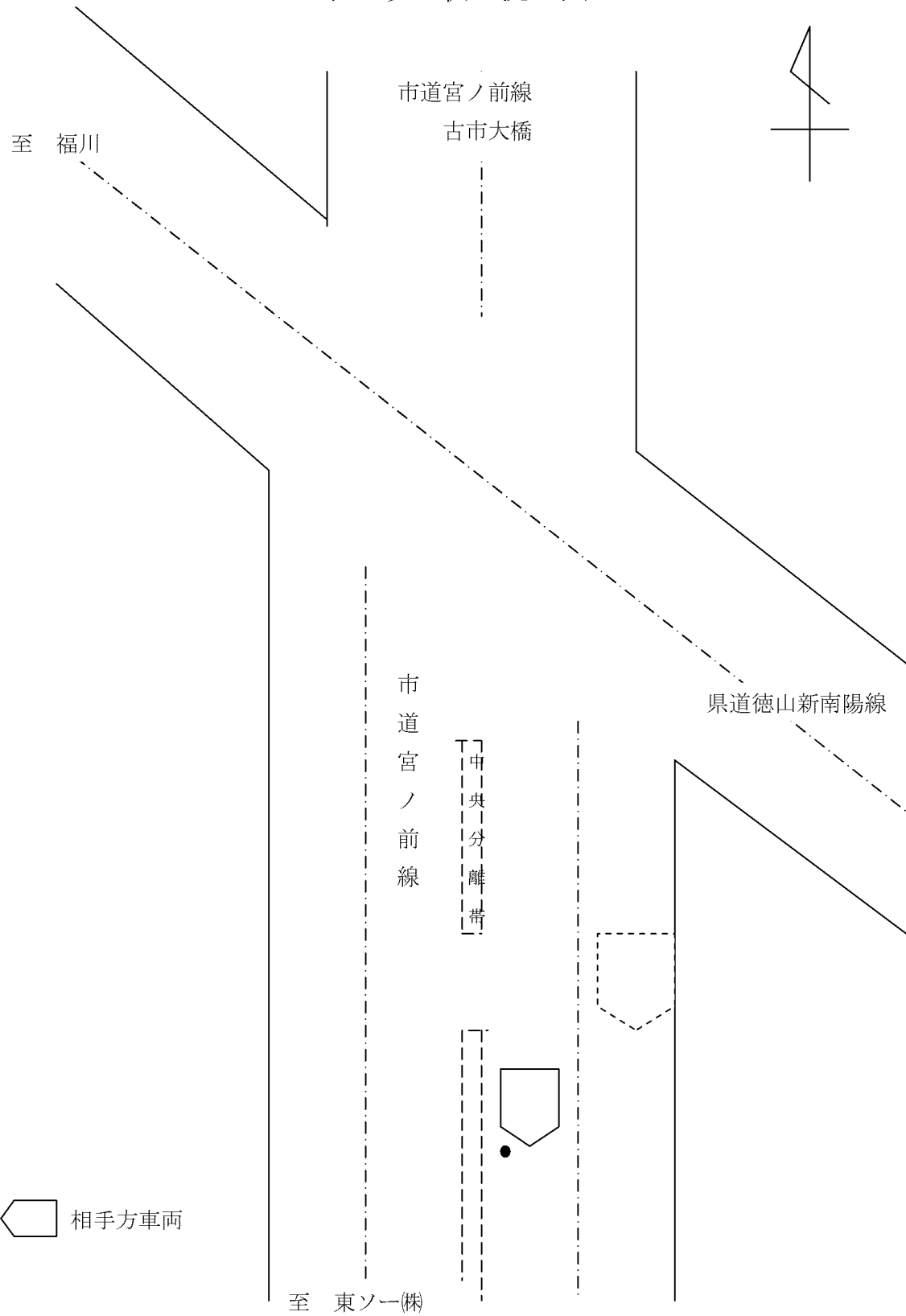
¥27,392—

2 専決処分の年月日

平成28年1月12日

(参考)

# 事故状況図



相手方車両